

## 1 1 施設サービス（印旛管内の施設）

施設利用については、障がい者福祉課にご相談ください。

| 知的障害者生活ホーム                                                                          |                        |         |             |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------|-------------|-----|
| 独立した生活を求めている、あるいは家庭における養育が困難な知的障がい者に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行い、社会参加の促進を図る施設です。 |                        |         |             |     |
| 施設名                                                                                 | 所 在                    | 電 話     | 経営主体        | 定 員 |
| 生活館                                                                                 | 〒286-0834<br>成田市和田 100 | 23-5866 | (NPO) グループ彩 | 4 人 |

## 1 2 あんしんねっとわーく・なりた（成田市地域生活支援拠点事業）

家族の急な入院等で介護する人がいなくなった場合や、障がいの重度化によって自宅での生活が困難になった場合など、「もしも」の時に、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障害福祉サービス事業所やほっとすまいるセンター、障がい者福祉課などの関係機関が連携して障がいのある人に必要な支援を行っております。

「もしも」の時が起こった場合は、事前に相談を受けて決定していた内容に基づき支援を継続していきます。

- ・対象者 市内在住の障がいのある方で

同居する家族が高齢や病気のために支援を受けることが難しい方

一人暮らしのために「もしも」の時の支援を受けられない方 等

- ・サービス内容

サービスを受けるにあたっては、事前相談・事前登録が必要となります。

### ① 相談

もしもの時の対応について一緒に考え、必要なサービスのコーディネートを行います。

また、事前に短期入所施設等の体験や見学を実施することも可能です。

### ② 緊急短期入所等の利用

事前の相談で決定した内容に基づき、あんしんねっとわーく・なりた が受け入れ施設の調整や手配などを行うとともに、その後の生活に影響がないよう、障がい福祉サービスなども調整していきます。

### 【登録方法】

- ・既に障害福祉サービスを利用している人 → 契約している相談支援事業所へ
- ・上記以外の人 → ほっとすまいるセンターまたは障がい者福祉課へ

ほっとすまいるセンター 電話 27-1106／障がい者福祉課 電話 20-1539